

障サ第16号
平成26年4月8日

指定障害福祉サービス事業者 }
指定障害者支援施設 } 管理者各位
指定一般相談支援事業者 }
指定特定相談支援事業者 }

神奈川県保健福祉局福祉部
障害サービス課長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者等の事故報告について(通知)

本県の障害児福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては平成25年4月9日付け障サ第11号で通知したとこ
ろですが、別添取扱い要領の一部を改正しましたので、通知します。

今後も本県への報告については遺漏なく取り扱うようお願いいたします。

なお、事故報告書の様式につきましては、内容が網羅されていれば、法人や事業所等
で作成した様式での提出も可とします。

指定障害福祉サービス事業者等は、次の県条例に基づき、利用者に対する障害福祉
サービスの提供により事故が発生した場合、都道府県、市町村、当該利用者の家族等
に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

つきましては、事故発生の際は別添の参考様式を参考に、速やかに報告いただきま
すようお願いいたします。

【参考】

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第9号)
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第10号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談
支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第27号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談
支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第28号)

問い合わせ先
監査グループ
電話045-210-4736

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領

(趣旨)

第1 この要領は、神奈川県が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の規定に基づき、事故報告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象となる事故の種類)

第2 報告の対象となる事故の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 死亡
- (2) 骨折
- (3) 誤嚥
- (4) 食中毒
- (5) 感染症（必要に応じ保健所等へも連絡）
インフルエンザについては集団感染した場合（休業等伴う場合）に報告。
ただし、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応する。
- (6) 所在不明
- (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- (8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故

(事故報告書の提出先)

第3 事故が発生した際は、速やかに電話にて第一報を入れた上、事故報告書（参考様式）により報告を行う。

県内全域の指定障害福祉サービス事業所等

- ・神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課 監査グループ
〒231-8588
横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4736
- ・事業所所在地の市町村障害福祉主管課
- ・当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課

附 則

この要領は、平成26年4月1日より適用する。